最終更新日：2015年7月10日

株式会社SRAホールディングス
代表取締役社長　鹿島　亨
問合せ先：03-5979-2666
証券コード：3817
http://www.sra-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、経営の透明性、公正性及び効率性を確保して企業価値の持続的向上を実現するための重要課題と位置づけており、ステークホルダーとの調和を図ることが、最終的に株主の利益につながるものと考えております。
ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会等の機能を一層整備・強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。
また、株主・投資家の皆様に対しては、迅速かつ適切な情報開示を行い経営の透明性を高めていきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社SRAホールディングス	2,015,247	13.22
株式会社SRA	1,190,198	7.80
SRAホールディングス社員持株会	574,200	3.76
第一生命保険株式会社	564,000	3.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	560,000	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	490,000	3.21
藤原園美	450,011	2.95
丸森京子	435,900	2.86
NORTHEN TRUST CO .(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	329,400	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	321,900	2.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀井哲夫	他の会社の出身者											
成川匡文	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀井哲夫	○	―	海外事業および特許に関する経験と専門知識を有しており、専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しており、当社におけるコーポレートガバナンス体制の強化が期待できると考えております。 なお、独立役員について定めた有価証券上場規程施行規則に規定された基準から独立性が認められ、さらに当社は、当該基準より独立性について厳格に判断していることから、独立役員として相当であるとして、取締役会決議にて指定いたしました。
成川匡文	○	――	豊富な経営経験を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適正な監督を行っていただけるものと判断しており、当社におけるコーポレートガバナンス体制の強化が期待できると考えております。 なお、独立役員について定めた有価証券上場規程施行規則に規定された基準から独立性が認められ、さらに当社は、当該基準より独立性について厳格に判断していることから、独立役員として相当であるとして、取締役会決議にて指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役と内部統制部門との連携については、当社の監査室と円滑な情報交換を行うとともに、主要子会社である株式会社SRAにおいて「内部統制室」と内部統制の状況についても連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新延正憲	他の会社の出身者													
吉田昇	他の会社の出身者													
竹谷智行	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新延正憲	○	株式会社SRAの監査役を兼任しております。	客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、総務、人事部門での豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有していると考えております。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高いものと考えております。 なお、独立役員について定めた有価証券上場規程施行規則に規定された基準から独立性が認められ、さらに当社は、当該基準より独立性について厳格に判断していることから、独立役員として相当であるとして、取締役会決議にて指定いたしました。
吉田昇	○	株式会社SRAの監査役を兼任しております。	会社経営に直接関与した経験はありませんが、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、電気通信分野の見識と豊富な経験を有するからです。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高いものと考えております。 なお、独立役員について定めた有価証券上場規程施行規則に規定された基準から独立性が認められ、さらに当社は、当該基準より独立性について厳格に判断していることから、独立役員として相当であるとして、取締役会決議にて指定いたしました。
竹谷智行		株式会社SRAの監査役を兼任しております。	弁護士としての専門知識と豊富な経験から当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監査していただくためであります。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高いものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針はないものの、選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

SRAグループの中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的とし、中期経営計画の達成状況に連動して行使が可能となるストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

SRAグループの中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的として、当社の取締役、従業員、および当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対し、中期経営計画の達成状況に連動して行使が可能となるストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役、監査役、社外役員の区分で、それぞれの報酬総額を開示しております。平成26年度に支払った報酬は以下のとおりです。

1. 取締役（社外取締役を除く）　50百万円
2. 監査役（社外監査役を除く）　―百万円
3. 社外役員　13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬額については株主総会の決議によって、取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しており、取締役については、取締役会の決議により、監査役については、監査役の協議により決定しております。
なお、役員報酬の決定方法については、取締役の報酬は役割と責任に応じて定めた額の基本報酬、業績目標値の達成度に応じて決定する取締役賞与、中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして新株予約権を割り当てる中期経営計画連動型ストックオプションにより構成しております。監査役の報酬については、役割と責任に応じて定めた額を基本報酬としております。
なお、当社におきましては、役員退職慰労金制度はございません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室に監査業務の委嘱を認めております。
監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。
また、監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然でありますが、内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役及び監査役が出席して毎月開催される取締役会において経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。
なお、平成27年６月26日の第25回定時株主総会より、経営体制の一層の強化及び透明性の確保を図るため、取締役５名のうち社外取締役を１名増員し２名にしております。
社外取締役を２名選任した理由としては、独立生の高い社外取締役を２名とすることで、経営の透明性を高め、取締役会における監督機能の強化を図るためです。
社外取締役堀井哲夫氏は海外事業及び特許に関する経営と専門性を有しており、専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しているからです。
社外取締役成川匡文氏は、豊富な経営経験を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役としました。
また、監査役全員（３名）を社外監査役にすることで、客観的・中立的な経営監視を実現しております。

なお、社外監査役の企業において果たす機能・役割といたしましては、客観性・中立性・独立性の立場から、それぞれの専門知識と経営に関する豊富な経験を活かし監査及び助言を行うことで、経営の監視機能を確保しております。
平成２４年６月２６日開催の第２２回定時株主総会において、取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として優秀な人材を招聘できるように社外
取締役および社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨の定款変更を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営を監視する体制として、監査役による監査と取締役間の職務執行監視を評価しており、監査役制度を採用しております。
また、グループ各社の業績管理について、「グループ業績対策会議」を設置し、予算達成の進捗状況と対策を討議しております。さらに、主要子会社SRAにおいて、「業績対策会議」を設置して予算管理を行うとともに、社長の諮問機関として「管掌役員会」を設置し、グループ全体に適正な事業投資が行えるようにしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従来より、株主総会は集中日を回避する方針としております。これは、より多くの株主が参加できる機会を増加させるためです。しかしながら、会場の都合等により、やむを得ない事情に限り、集中日に開催する場合があります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、平成24年6月26日の第22回定時株主総会より、株主の議決権の行使機会を増加させるため、インターネットによって議決権行使できることとしております。 携帯電話、スマートフォン等の情報端末に対応し、株主総会に出席しない株主が電磁的方法により議決権を行使する制度を採用することで、株主の議決権行使の機会を増やしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年３月期の第25回定時株主総会より、機関投資家向けに議決権プラットフォームの利用も可能にし、議決権行使の機会を増加させております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主、投資家のみなさまに、より的確な判断をしていただけるよう、ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けに、本決算および第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催しております。 その内容については、当社ホームページでも公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IR情報サイト（http://www.sra-hd.co.jp/ir/）において、適時開示書類を開示直後に掲載するほか、下記の開示資料・IR資料を掲載しています【有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、決算付属資料、株主通信、アナリスト向け決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項、決議通知、議決権行使結果、月次売上高速報等】。 さらに、海外投資家に対するIR活動強化の観点から英文IRサイトに以下の英文開示資料を掲載しております【決算短信、四半期決算短信、決算付属資料、月次売上高速報、IRニュース】。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社、管理本部/経営企画内にIRチーム（４名）を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に従って投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合等の重要情報の開示を行っています。 さらに、株主・投資家の皆様に、より的確な判断をしていただけるよう、上記に該当しない情報についても、「良い情報はもとより、悪い情報もいち早く公開する」というスタンスのもと、より正確・公平・迅速な情報開示を積極的に行うべく、ディスクロージャーポリシーを定めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家の皆様に、より的確な判断をしていただけるよう、「良い情報はもとより、悪い情報もいち早く公開する」というスタンスの下、より正確・公平・迅速な情報開示を積極的に行っていく 方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月14日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであり、改定後の体制は東京証券取引所および当社ウェブサイトにおいて開示しております。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、グループコンプライアンス委員会を設置し、「グループコンプライアンスマニュアル」を制定して役職員教育を行う一方、内部通報制度を設け、コンプライアンスリスクの早期発見と是正措置を講じる体制をとっております。
b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程に基づいて取締役の職務執行に係る情報の記録、保存および管理を行います。また、取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。
c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、個人情報保護を含む情報セキュリティ、プロジェクトの採算、ビジネスパートナーの確保等に係るリスクについては、グループ各社における管理を基本とし、特に事業や業績に重要な影響を与えるリスクについては当社が管理します。規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う一方、監査室によるモニタリングを行い、トップマネジメントに対する適時適切な報告と被監査部門への改善指示を行い、リスク管理体制の確立に努めております。
d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役および監査役が出席して毎月開催される取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。業務運営については、将来の経営環境、業界動向等を踏まえて当社が中期経営計画および年度経営計画・予算を策定し、グループ各社で業績目標を設定してその達成に向けた施策を立案・実施し、毎月の業績会議で進捗状況をフォローしております。なお、スピードの速い経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。
e. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社はグループ管理規程を定めグループ会社の重要な意思決定事項、報告事項について、親会社の取締役会規則、職務責任権限規程において承認、報告がなされる体制としております。
f. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループの経営管理を担当するとともに、グループ各社に取締役および監査役を派遣して各社の取締役を監督しております。併せて、当社の監査室がグループ企業の内部監査を実施し、内部統制の充実に努めております。
g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室に監査業務の委嘱を認めております。
h. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告いたします。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。
i. 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
当社および当社グループ会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、その事実を監査役会に報告します。
j. 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告を行った取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを行うことを禁じております。
k. 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等請求を受けた時は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。
l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な意思決定の過程および業務を把握するため、主要な稟議書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができます。監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然でありますが、内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することにしております。
m. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社グループは、反社会的勢力等の排除に向けて「グループコンプライアンスマニュアル」に基本的な考え方をまとめ、社員への周知を図っています。また、平素より、警察、社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて「コンプライアンス・マニュアル」に基本的な考え方をまとめ、社員への周知を図っています。また、平素より、警察、社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――